

# 組合規約改正について

## ■ 組合規約第6条

改正後	改正前
<p>(用語の定義)  <b>第6条</b> この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。            一号 ~ 三号 省略</p> <p>四 勤務税理士            第一号及び第二号の<b>税理士業務を行うための事務所(以下、「事業所」という。)において執務する所属税理士</b>及び社員税理士(前号の社員税理士を除く)並びに雇用された税理士をいう。            &lt;以下、略&gt;</p> <p><b>附 則</b>  <b>この規約の一部改正は、平成27年7月24日より施行する</b></p>	<p>(用語の定義)  <b>第6条</b> この規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。            一号 ~ 三号 省略</p> <p>四 勤務税理士            第一号及び第二号の事業所に<b>所属する補助税理士</b>及び社員税理士(前号の社員税理士を除く)並びに雇用された税理士をいう。            &lt;以下、略&gt;</p>

## ■ 組合規約第46条

改正後	改正前
<p>(役員の解任)  <b>第46条</b> 組合員は理事長に対し、組合員の50名以上の連署による解任の理由を記載した書面をもって役員の解任を請求できる。</p> <p>2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又はこの規約<b>等</b>に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りではない。            &lt;以下、略&gt;</p> <p><b>1 この規約の一部改正は平成27年7月24日より施行する。</b></p>	<p>(役員の解任)  <b>第46条</b> 組合員は理事長に対し、組合員の50名以上の連署による解任の理由を記載した書面をもって役員の解任を請求できる。</p> <p>2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又はこの規約に違反したことを理由として、解任を請求するときは、この限りではない。            &lt;以下、略&gt;</p>

## ■ 組合規約第61条

改正後	改正前
<p>(規則及び規程等)  <b>第61条</b> この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、<b>組合会、理事会又は常務理事会</b>の議決により、規則、規程、<b>要綱又は細則</b>をもってこれを定める。</p> <p>2 <b>他に別段の定めのある場合のほか、規則は組合会の議決により、規程は理事会の議決により、要綱又は細則は常務理事会の議決によって制定又は改廃する。</b>            &lt;以下、略&gt;</p> <p><b>1 この規約の一部改正は平成27年7月24日より施行する。</b></p>	<p>(規則及び規程)  <b>第61条</b> この規約に定めるもののほか、この規約の施行に関して必要な事項は、理事会の議決により、規則又は規程をもってこれを定める。            &lt;以下、略&gt;</p>